参考資料５

関係法令　＜抜粋＞

○　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

（国土強靱化基本計画）

第十条　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

（国土強靱化地域計画）

第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画**（以下「**国土強靱化地域計画**」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

○　徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

(震災対策に関する計画の作成等)

第十条　県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた**計画を作成**するとともに、**当該施策の進捗状況を管理**するものとする。